

農林水産省  
経済産業省告示第三号  
環境省

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第百二十二号）第十八条第一項の規定に基づき自主回収の認定をしたので、同条第二項の規定に基づき、当該認定を受けた特定容器利用事業者の名称及び住所並びにその回収する特定容器の種類、量及びその回収の方法を次のとおり公示する。

令和六年十月十六日

農林水産大臣 小里 泰弘  
経済産業大臣 武藤 容治  
環境大臣 浅尾慶一郎

- 一 名称 協同乳業株式会社
- 二 住所 東京都中央区日本橋小網町十七番二号
- 三 回収する特定容器の種類及び量

回収する特定容器の種類			回収量（年間）
素材	容量	重量	
ガラス	無色	二〇〇ミリリットル	四、九七五、〇三〇キログラム
ガラス	無色	一八〇ミリリットル	
素材	色	一〇九グラム	
容量	重量	一七九グラム	
用途	形状	牛乳・乳飲料用	
用途	形状	牛乳用	
形状	形状	図第一のとおり	
形状	形状	図第二のとおり	

四 回収の方法  
協同乳業株式会社が、自ら回収する。

- 一 名称 株式会社いかるが牛乳
- 二 住所 大阪府大阪市住之江区新北島四丁目四番十二号
- 三 回収する特定容器の種類及び量

回収する特定容器の種類			回収量（年間）
素材	容量	重量	
ガラス	無色	一八〇ミリリットル	一、一九、四六七キログラム
ガラス	無色	二二五グラム	
素材 <td>色</td> <td>一七九グラム</td>	色	一七九グラム	
容量 <td>重量</td> <td>一七九グラム</td>	重量	一七九グラム	
用途 <td>形状</td> <td>牛乳・乳飲料用</td>	形状	牛乳・乳飲料用	
用途 <td>形状</td> <td>牛乳・加工乳・乳飲料用</td>	形状	牛乳・加工乳・乳飲料用	
形状 <td>形状</td> <td>図第三のとおり</td>	形状	図第三のとおり	

- 四 回収の方法  
株式会社いかるが牛乳が、自ら回収する。
- 一 名称 森乳業株式会社
- 二 住所 埼玉県行田市富士見町一丁目三番二号
- 三 回収する特定容器の種類及び量

回収する特定容器の種類			回収量（年間）
素材	容量	重量	
ガラス	無色	一八〇ミリリットル	四四、三二七キログラム
ガラス	無色	一七九グラム	
素材 <td>色</td> <td>一七九グラム</td>	色	一七九グラム	
容量 <td>重量</td> <td>一七九グラム</td>	重量	一七九グラム	
用途 <td>形状</td> <td>牛乳・加工乳・乳飲料用</td>	形状	牛乳・加工乳・乳飲料用	
用途 <td>形状</td> <td>牛乳・加工乳・乳飲料用</td>	形状	牛乳・加工乳・乳飲料用	
形状 <td>形状</td> <td>図第四のとおり</td>	形状	図第四のとおり	

四 回収の方法  
森乳業株式会社が、自ら回収する。







